

発議第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により
提出します。

平成26年9月22日提出

(提出者)

岩出市議会

厚生常任委員会委員長 山本重信

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国のウイルス性肝炎の患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人以上と推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成22年1月に、感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した「肝炎対策基本法」を施行しました。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数存在します。

更に、ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんの治療費には医療費助成制度がないため、患者の多くは高額な医療費を負担するだけでなく、重い病状から就労不能となり、経済的に困窮した状況に直面しています。

ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんにより、多くの方が亡くなっている深刻な実態の中、医療費助成制度の拡充と生活支援の実現は緊急に取り組むべき課題となっています。

よって、岩出市議会は、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。